

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

都道府県知事 川勝 平太 殿
磐田市長 草地 博昭 殿

提出者 高砂香料工業(株) 磐田工場

住 所 静岡県磐田市海老塚1番地

氏 名 工場長 隈元浩康

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538-32-8211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高砂香料工業(株) 磐田工場
事業場の所在地	静岡県磐田市海老塚1番地
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業(医薬品製造業)
② 事業の規模	製造品出荷額 75億円
③ 従業員数	257名(正社員204名、それ以外の従業員53名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

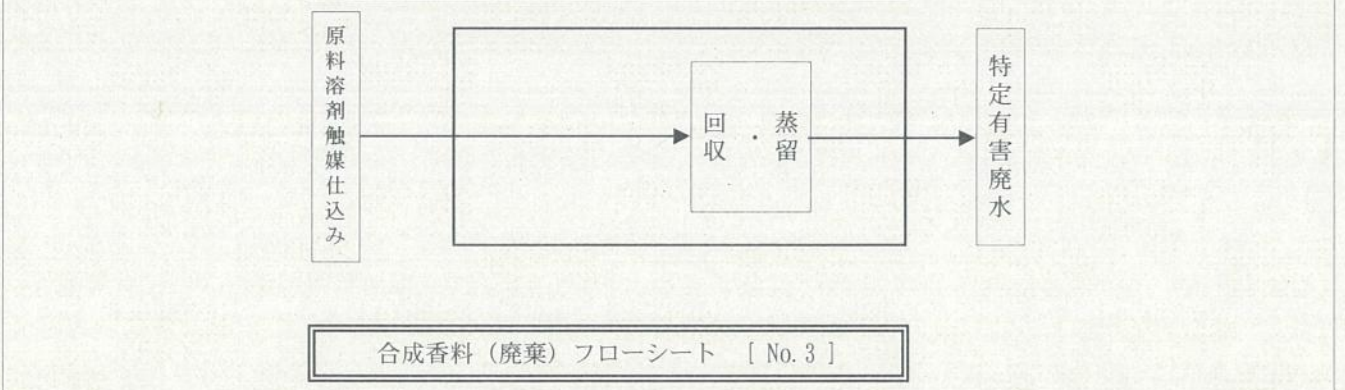
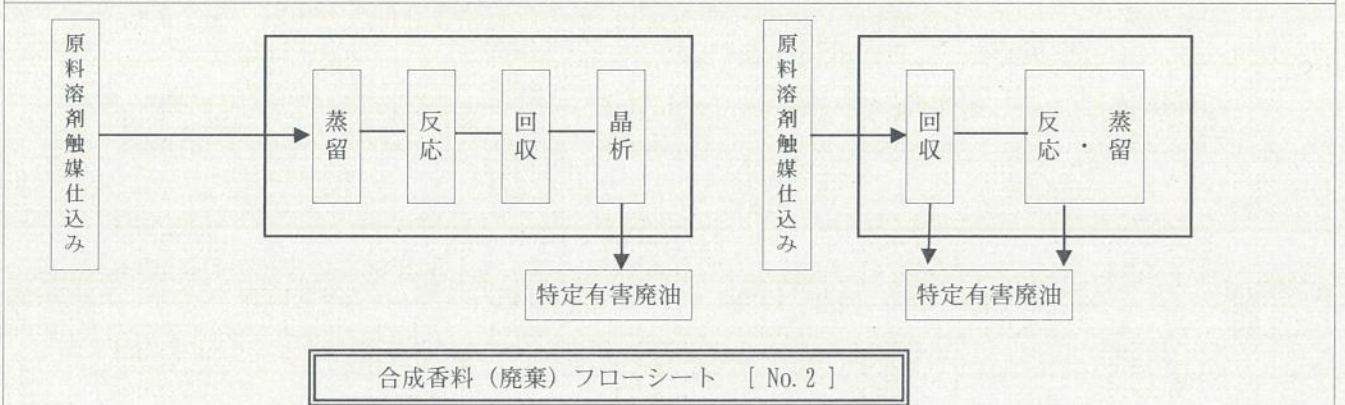
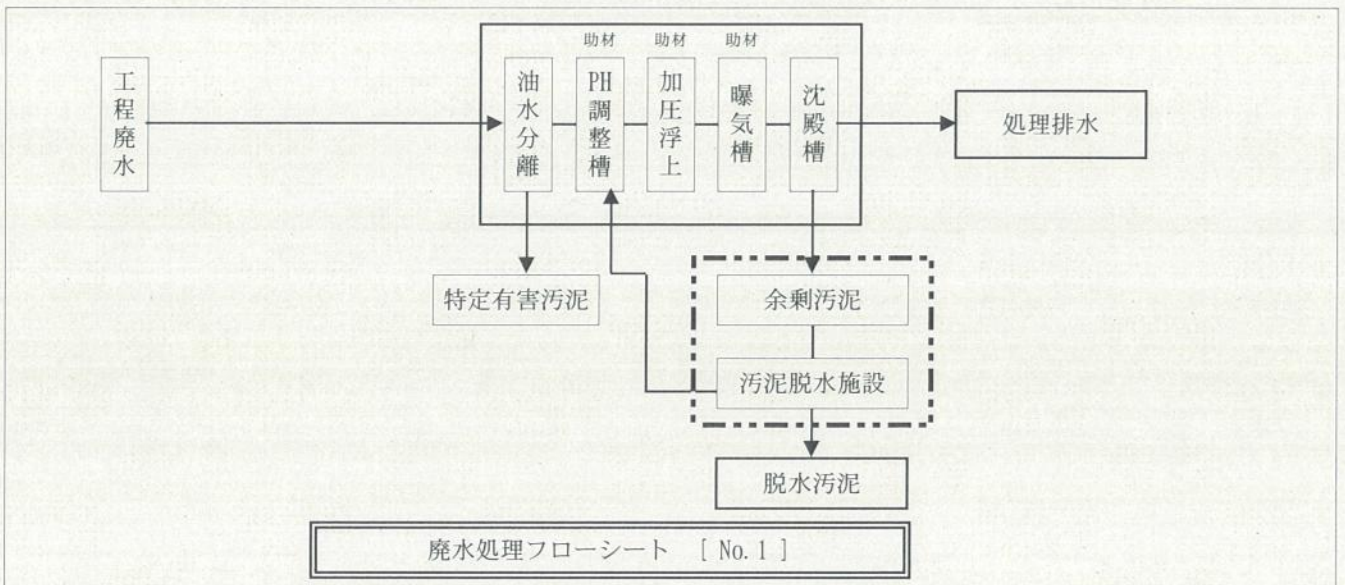
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

特別管理廃棄物排出等フローシート



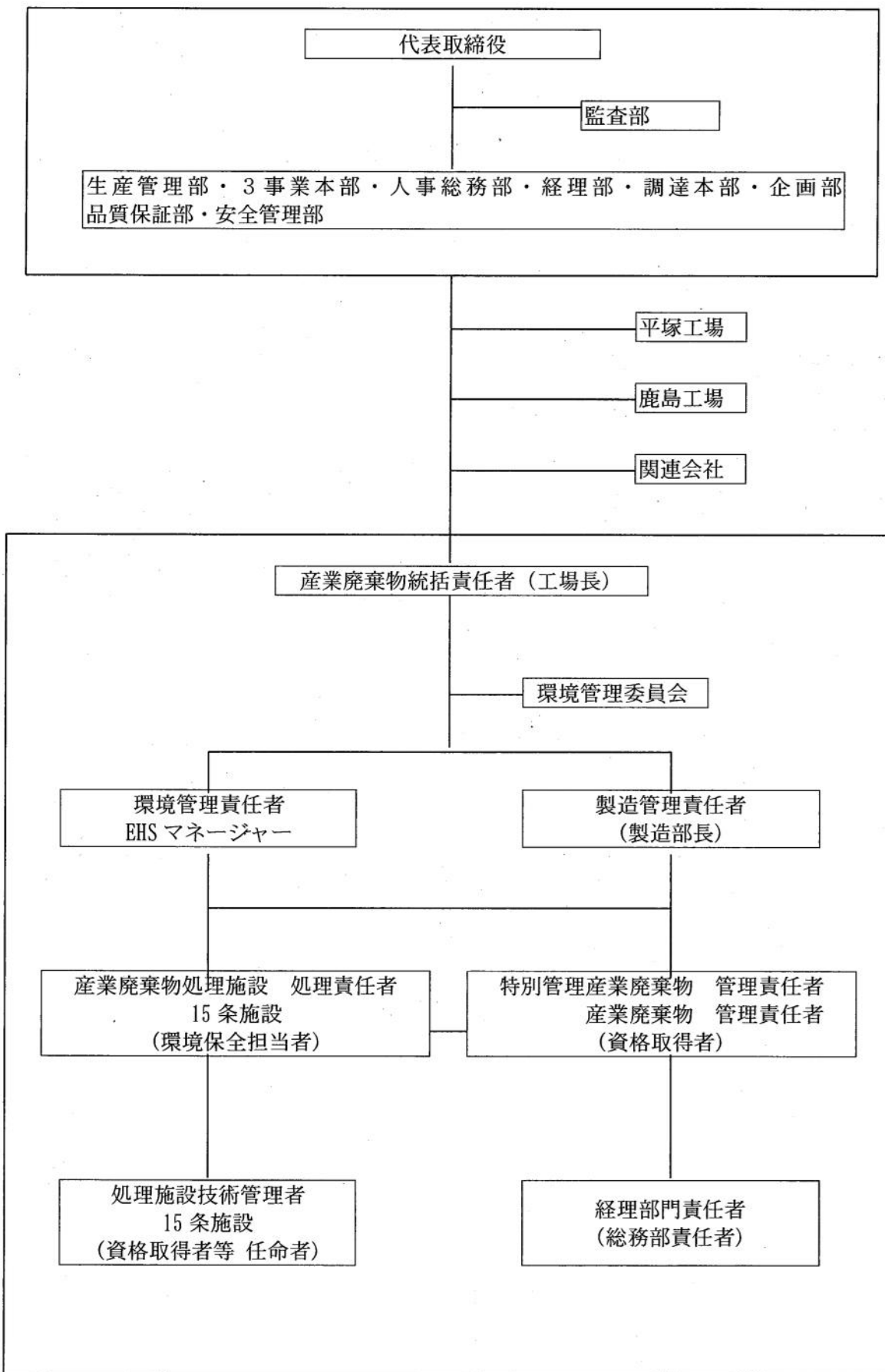
発生源	廃棄物の種類	委託 処理・処分		
廃水処理工程 [No.1]	特定有害汚泥	焼却	燃殻(残渣)	埋立処分(管理型)
		焼却	燃殻(残渣)	溶融固化
合成香料製造工程 [No.2・3]	特定有害廃油	焼却		埋立処分(管理型)
	特定有害廃水	焼却		溶融固化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

[1] 責任者及び管理組織図 (当工場 ISO14001 組織名称・役割で記載)

統括責任者	所 属 : 磐田工場 職・氏名: 工場長 隈元 浩康	
廃棄物担当	組織名 : 総務部総務係 職・氏名: 副部長 鈴木 芳明 人数 4人	
	組織名 : 業務室 職・氏名: 室 長 山上 智英 人数 3人	
役 割	工場環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営上の必要事項の検討。 委員長 : 環境管理責任者 常任委員: 工場長・総務部長・製造部長 ・開発部部长・品質保証室室長・業務室室長 ・各係課長 その他必要関係者 事務局 : 総務部総務係
	産業廃棄物統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物に関する各種事項の決定、承認
	環境管理責任者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物電子マニフェストの交付・管理状況の把握 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項
	特別管理産業廃棄物・ 産業廃棄物管理責任者	○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正保管管理 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正処理依頼 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物電子マニフェストの交付・管理 ○処理業者、再生利用業者の調査 ○ISO14001 廃棄物管理規定の見直し、改定
	製造部門責任者	○工程内リサイクルの推進 ○発生抑制の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転効率向上等の推進
	産業廃棄物処理施設 処理責任者	○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物電子マニフェストの交付・報告 ○発生抑制の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転効率向上等の検討
	処理施設技術管理者	○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理 ○産業廃棄物処理施設の運転効率向上等の検討
	経理部門責任者	○産業廃棄物の排出・委託処理に係わる適正経理管理

廃棄物管理組織図



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組>

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (R3 年度)	発生量計画 (t/年) (R4 年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
汚泥	35.6	37	1.4	発生の抑制及び減容への促進
廃油	64.4	50	-14.4	発生の抑制及びリサイクルの徹底
廃アルカリ	148.5	332	183.5	発生の抑制及びリサイクルの徹底
廃酸	0.01	0	-0.01	発生の抑制及びリサイクルの徹底
合計	248.51	419	180.49	

産業廃棄物の分別に関する事項

<具体的取組>

発生したものを分別保管、排出数量の数値管理の実施。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

	種別・性状	対象物	包装形態	取組
特別管理産業廃棄物	汚泥 (ピット汚泥)	ジクロロメタン>0.2mg/L	密閉缶 (ドラム缶)	搬送・保管中に飛散しないこと
	廃油	トルエン (含有 98%) テトラヒドロフラン (含有 2%)	タンクローリー	搬送・保管中に漏れないこと
	廃アルカリ	硫酸マグネシウム (含有 4%) 硫酸ナトリウム (含有 3%以下) 主成分 水 (92%)	タンクローリー	搬送・保管中に漏れないこと
	廃アルカリ	苛性ソーダ (含有 9%) メタノール (含有 7%) アセトン (含有 3%) 主成分 水 (81%)	タンクローリー	搬送・保管中に漏れないこと

発生した特別管理産業廃棄物を分別保管、毎月の排出数量の数値管理を実施している。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行っていません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も再生利用を行う計画はありません。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 今後も中間処理を行う計画はありません。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分を行ったことはありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も埋立処分を行う予定はありません。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全 処 理 委 託 量	t t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】 別紙のとおり	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	248.5 t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年3月23日より運用を開始しています。今後も電子マニフェストのシステムを利用し、適切な処理、管理に努めます。	
※事務処理欄		

産業廃棄物の処理委託に関する事項

①現状	【前年度（R3年度）実績】					単位t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	
	全処理委託量	35.6	64.4	148.5	0.01	
	優良認定処理業者への処理委託量	35.6	64.4	148.5	0.01	
	再生利用業者への処理委託量	0	64.4	148.5	0.01	
	認定熱回収業者への処理委託量	35.6	0	108.7	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	
（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃油の発生を抑制するため、溶剤類の精製等、リサイクルの強化を実施。 ・ 処理業者と委託契約を締結し遵法強化する。 ・ 電子マニフェストでの管理。 						

②計画	【目標】					単位t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ		
	全処理委託量	37	50	332		
	優良認定処理業者への処理委託量	37	50	332		
	再生利用業者への処理委託量	1	50	332		
	認定熱回収業者への処理委託量	36	0	100		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0		
（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全操業に心掛け、汚泥の発生を抑制する。 ・ 溶剤類の精製等を行い、リサイクルの強化を実施する。 ・ プロセス改良を行う事で再生利用業者への処理委託量を増やすようにする。 ・ プロセス改良を行う事で溶剤類の使用減を進める。 ・ 電子マニフェストでの管理。 						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。